

令和 4 年度の愛媛県県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の 5 教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する 2 教科の 3 教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月文部科学省告示第 28 号。以下「旧中学校学習指導要領」という。）により第 1 学年及び第 2 学年において指導する内容、中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月文部科学省告示第 64 号。以下「新中学校学習指導要領」という。）により第 3 学年において指導する内容並びに平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成 29 年 7 月文部科学省告示第 94 号。以下「中学校特例告示」という。） 2 (1)、3 (1) 及び (2)、4 (1) 及び (2) 並びに 5 (1)、(2) 及び (4) の規定により令和元年度の第 1 学年及び令和 2 年度の第 2 学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあつては、令和元年度及び令和 2 年度における学習が、新中学校学習指導要領の規定によるものであつても、影響のないよう配慮する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の 第 2 次募集
学力検査 等の期日	令和 4 年 3 月 3 日 (木) 及び同月 4 日 (金)	令和 4 年 2 月 4 日 (金)	令和 4 年 3 月 30 日 (水)
合格者の 発表の日	令和 4 年 3 月 18 日 (金)	令和 4 年 3 月 18 日 (金)	令和 4 年 3 月 31 日 (木)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1) 及び (2) の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(7) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）により中学部第1学年及び第2学年において指導する内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月文部科学省告示第73号。以下「新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」という。）により中学部第3学年において指導する内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成29年12月文部科学省告示第181号）第2(3)の規定により中学校特例告示2(1)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)、(2)及び(4)の規定に準じて令和元年度の第1学年及び令和2年度の第2学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和元年度及び令和2年度における学習が、新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(4) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成31年2月文部科学省告示第15号）1二の規定に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	令和4年3月7日(月)
合格者の発表の日	令和4年3月22日(火)

3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

旧中学校学習指導要領により第1学年及び第2学年において指導する内容、新中学校学習指導要領により第3学年において指導する内容並びに中学校特例告示2(1)、3(1)及び(2)、4(1)及び(2)並びに5(1)、(2)及び(4)の規定により令和元年度の第1学年及び令和2年度の第2学年において指導する内容に即し、基本的事項について出題する。ただし、社会及び英語にあっては、令和元年度及び令和2年度における学習が、新中学校

学習指導要領の規定によるものであっても、影響のないよう配慮する。

(2) **学力検査等の期日及び合格者の発表の日**

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。